

# 業務紹介

## (1) 維持管理計画書について

維持管理計画書の作成をサポートします。

維持管理計画書は、土地改良法により整備が義務付けられており、土地改良区が行う施設の維持管理や賦課金の徴収根拠が明らかとなる重要なものです。

このため、土地改良区は維持管理の実態に即した維持管理計画書を策定し、法令の定める手続によって農業用施設における適正な維持管理の推進を図る必要があります。

### 1. 維持管理計画書のメリット

① 施設の維持管理がしやすくなります

② 施設管理の一元化が図られます

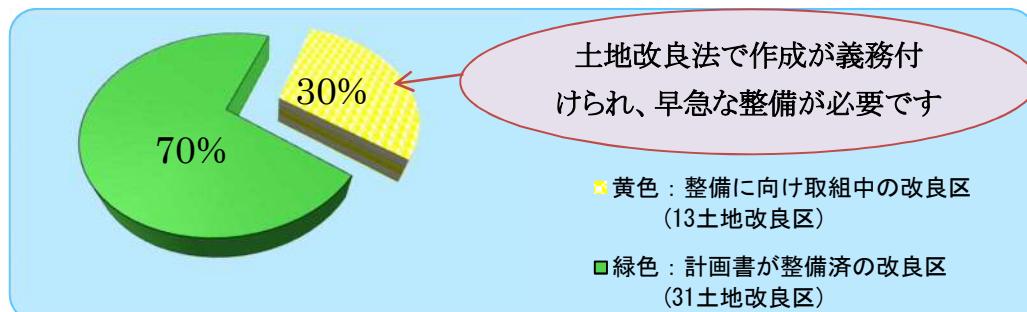
③ 施設の計画的な整備が可能になります

④ 賦課金の根拠が明確になり、説明責任を果たすことができます

⑤ 複式簿記の減価償却算定の根拠として生かすことができます

### 2. 維持管理計画書の整備状況

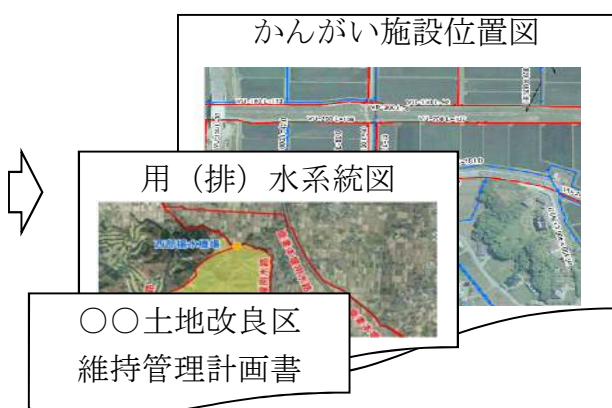
県内の整備状況は次のとおりです。



### 3. 維持管理計画書の作成方法

資料収集

現地調査



番号	水路名	延長 (m)	通水量 (m³/s)	勾配	構造	断面			主要構造物	受益面積	維持管理の方法	新設年又は更新年	備考
						底幅	側法勾配	深さ					
1	○○用水路	2,560	0.918	1/200	コンクリート	1.2	0	0.9	HP600	12.5	土地改良区	S54	

## 4. さまざまなニーズに合わせた内容を提案します

### ケース1 計画書の図面作成のみ委託したい

#### 【作業分担】

作業項目	土地改良区	土地連
資料の収集・整理	○	
現地調査(道路・用排水路)	○	
管理図作成		○
添付図面作成		○
維持管理計画書作成	○	

#### 添付図面の内容

1. 土地改良区域位置図
2. かんがい施設(用排水路を含む)の位置及び受益地域を記載した図面
3. 排水施設(排水路を含む)の位置及び受益地域を記載した図面
4. 用水・排水系統図
5. 農道等その他施設位置、受益地域図

### ケース2 管理図や台帳作成と合わせて、段階的に維持管理計画書を整備したい

#### 【作業工程のイメージ】

作業項目	1年目	2年目	3年目
資料の収集・整理	■		
現地調査(道路・用排水)		■	
管理図作成		■	
添付図面作成			■
維持管理計画書作成			■

## 5. 整備に係る費用

整備費用については、面積、施設延長の他、既存資料の有無によって異なります。

また、不足する情報については、土地改良区が自ら調査することにより費用の軽減が図られます。

#### 【委託費用の目安(受益面積500haの場合)】

項目	ケース1 現地調査から維持管理計画書の作成まですべてを委託する場合	ケース2 事業成績書等の既存資料により現地調査が不要となる場合	ケース3 既存の水土里情報図面データを利用する場合
作業項目	・資料の収集整理 ・現地調査 (受益面積1/3=166ha) ・添付図面作成 ・維持管理計画書の作成	・資料の収集整理 ・添付図面作成 ・維持管理計画書の作成	・資料の収集整理 ・添付図面作成(編集のみ) ・維持管理計画書の作成
費用	維持管理計画書作成 2,560千円 添付図面作成 1,160千円 計 3,720千円	1,670千円 1,160千円 2,830千円	1,159千円 661千円 1,820千円

土地改良区の将来を見据えて、土地改良区の運営基盤強化に向けた  
『土地改良区体制強化基本計画』を作成しましょう。

この基本計画は、今後5年ないし10年間の中長期対応方針を土地改良区が自ら作成することで、計画的かつ効率的な組織運営・事業実施体制の強化が期待されます。

『維持管理計画書』、『体制強化基本計画』の作成について、お気軽にご相談ください。

【 管理指導課 : TEL 019-631-3202 】